

みよし市高齢者配食サービス事業について

1 概要

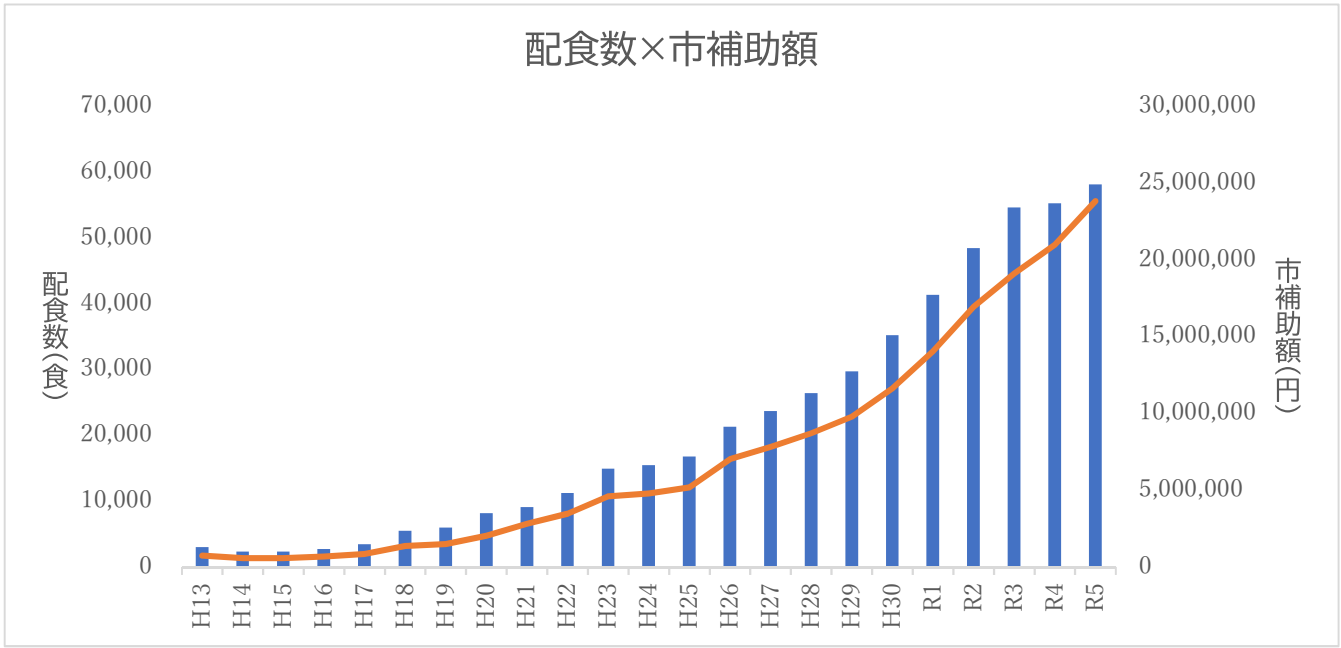
調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問することで栄養バランスのとれた食事の提供及び安否の確認を行います。

対象	(1) 65 歳以上のひとり暮らし (2) 65歳以上のみの世帯に属する者 (3) (1)(2)に準ずる者 ⇒例)家族が仕事で昼間はひとりになってしまう等
開始年月日	平成13(2001)年5月1日
市補助額	450円/食（利用者負担:300円～500円 ※食事内容による）
委託業者	(1) 株式会社トフス (2) 株式会社シニアライフクリエイト(宅配クック123 みよし東郷店) (3) 合同会社ツチ・ムシ(ライフデリ みよし店)
配食種類	別紙のとおり

2 利用者・配食数

H13 年に開始して以降、利用者数及び配食数は増加し続けています。
本年 12 月末の利用者数は「276 人/月」、12月の配食数は「5,000 食(実数)」でした。
また、H13 年度と R5 年度のそれぞれの月平均利用者数を比較すると、この20年ほどで約7. 5倍の増加となっていることから、事業の定着や核家族化等の影響により利用率が大幅に伸びていることがわかります。

	利用者数平均(月)	65 歳以上人口 (年度末 3.1 現在)	利用率	【参考】高齢化率	配食数平均(月)
H13年度	37人	4,435 人	0. 83%	9.15%	275食
R5年度	275 人	11,654 人	2. 35%	18.95%	4,843 食



3 課題

この事業は、高齢者の安否確認において効果を発揮する反面、財政的な面において持続可能性に課題があります。
近年は、食糧費や燃料費の高騰に伴い、経費は年々増加しています。また、現在の開始申請時理由の内訳として
(1) ひとり暮らし:43% (2) 高齢者世帯:33% (3) (1)、(2)に準ずる者:24%となっておりますが、(3)のように家族と同居していても仕事があるため、日中独居となる高齢者の利用が約4分の1を占めている状況です。

【市補助額の推移(円/1食)】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市補助額	330円	350円			380円	410円	450円
利用者負担額	350円※						
(※普通食ご飯付 おかずのみは-50円)							

4 改善案

現在の「安否確認」を主な目的とした“任意事業による配食サービス”と、栄養改善を目的とした“総合事業による配食サービス”との比較検討

	任意事業による配食サービス	総合事業による配食サービス
メリット	・総合事業対象者や要介護要支援認定者のような条件がなく、対象者とすることができる。	・目的に「栄養改善」が加わり、見守り目的以外の方を対象とすることが可能となる。 ・総合事業に対する国・県の交付金を活用できる。
デメリット	・目的が安否確認等見守りのみ ・任意事業に対する国・県の交付枠の上限を大幅に超えているため、一般財源で補填している。	・65歳以上なら誰でも利用できるわけではなく、総合事業対象者や要介護要支援認定者等の一定の条件を設ける必要がある。

- 総合事業にすると対象者や利用者負担額等の見直しを検討する必要が生じます。
- ・ 総合事業の対象者以上であることなど、条件の見直しが必要となる。
 - ・ 見守りの要件が厳格な現行制度では算入できなかった配食サービス事業者の参入を促すため、見守り要件を緩和する。
 - ・ 「準ずる者」は定義が不明瞭のため、支援が必要な人を明確にし、その支援を継続できるようにする。
 - ・ 利用者負担のあり方を多様化し、幅広いニーズに応えられる体制を整えるとともに財政的課題の軽減を図る。

5 本日の論点

対象者の範囲、利用者負担額のあり方などについて御意見、御提案をいただき、参考とさせていただきたい。

【例】

- ・ 準ずる者は要介護認定がある人に限定する。
- ・ 高齢者世帯に属する者は 70 歳以上の年齢制限を設ける。
- ・ 栄養改善が必要かどうかをアセスメント表で診断する。
- ・ ヘルパーやデイサービスで見守りや食事が確保できる場合は、配食の対象としない。
- ・ 市の補助額を下げ、対象者は現状のままとする。 etc…

配食サービス他市町調べ（尾三＋豊田・刈谷）

市町	配食	対象者	自己負担額
みよし市	昼食または夕食	市内において在宅で生活し、住民基本台帳に記載され、食のアセスメントによりサービスを利用することが適切であると認められる次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 65歳以上のひとり暮らし (2) 65歳以上のみの世帯に属する者 (3) (1)(2)に準ずる者	300～500円 (食事内容による)
東郷町	夕食	下記のすべてに該当する方 ①要介護認定または総合事業の対象者で身体的、精神的理由で調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ②低栄養状態にあるまたはおそれのある高齢者	300円
日進市	夕食	下記のすべてに該当する方 ①要介護認定または総合事業対象者 ②ひとり暮らし又は①のみで構成される世帯 ※利用可能日 【安否確認】 介護サービスを使っていない日のみ 【栄養改善】－簡単な調理も難しい方 介護サービスを使っている日も○	300円～ (事業者による)
豊明市	昼食または夕食	①被保険者のうち、要介護認定を受けたもの ②総合事業対象者のうち市長が必要と認めたもの	下記別表のとおり
長久手市	昼食または夕食	身体が虚弱等のため調理等日常生活を営むのに支障があり、安否確認または栄養管理が必要な在宅で下記にすべて該当する人 ①満65歳以上のひとり暮らしor75歳以上のみの世帯 ②要介護・支援認定者/介護予防・生活支援サービス事業対象者で介護サービスを利用している人	210～600円
豊田市	昼食または夕食	安否確認の必要があり、調理・買い物が困難な①及び②に該当する65歳以上の人 ①単身世帯及び高齢世帯（あるいはこれに準ずる世帯）等 ②身体的な理由等で買い物や調理等が困難であること (※身体機能や認知機能の著しい低下等によって、買い物に行くことができない、長時間立位が困難で調理できない等、ご自身で食事を用意できない場合)	300円～
刈谷市	月～金曜日の夕食（週3回まで）	65歳以上の高齢者のみの世帯で、隣接地に扶養義務者が居住せず、配食サービスの提供が必要とされる人 ※包括orケアマネのアセスメントで判断	300円～

▼別表（豊明市）

所得区分(※)	非課税世帯	課税世帯
配食サービス	第5条第1項の規定による1食あたりの配食サービスの利用に要する費用の額に100分の40を乗じて得た額(10円未満切り捨て)	第5条第1項の規定による1食あたりの配食サービスの利用に要する費用の額に100分の30を乗じて得た額(10円未満切り捨て)
栄養改善指導	第5条第2項の規定による栄養改善指導の利用に要する費用の額に100分の100を乗じて得た額	第5条第2項の規定による栄養改善指導の利用に要する費用の額に100分の100を乗じて得た額

※第5条 配食サービスの利用に要する費用の額は、1食につき1,200円を上限とする。
2 栄養改善指導の利用に要する費用の額は、1人当たり1月につき30,000円とする。ただし、1単位を1時間5,000円とし、1人につき6単位を上限とする。

高齢者配食サービス各社対応一覧表

令和6(2024)年4月1日

業者	食事形態	おかず				ご飯			自己負担額
		普通	(一口大)	(1cm角)	(みじん切り)	普通	軟飯	おかゆ	(おかずのみ-50円)
トフス	普通食 (A,B献立選択制)	○	×	○	○	○ 205g (343円)	×	○	300円
宅配クック 123	普通食	○	○	○	○	○ 170g (284円)	○	○	300円
	幸たんぱく食	○	○	○	○				350円
	健康ボリューム食	○	○	○	○				400円
	カロリー・塩分調整食	○	○	○	○				500円
	たんぱく・塩分調整食	○	○	○	○				
	消化にやさしい食	○	○	○	○				
	透析食	○	○	○	○				
	やわらか食	○	○	○	○		○	○	
	ムースセット食	○							○
ライフデリ	普通食	○	○	○	○	○ 180g (302円)	○	○	300円
	透析食	○	○	○	○				○ 150g (251円)
	カロリー調整食	○	○	○	○				
	腎臓食	○	○	○	○				
	ムース食	○							